

**住民税・国民健康保険税などの特別徴収を行います**

平成二十七年年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護

**●特別徴収(仮徴収)対象者(別表)**

**①平成27年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)**

平成27年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。  
 ※平成27年4月から平成28年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。  
 ※通知書は日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(介護保険料について、平成27年2月に特別徴収した介護保険料額と、4月、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

**②平成27年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)**

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	平成27年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	平成27年2月2日までに65歳以上になった方 被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税係 28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917	▶問合せ 保険課高齢者・介護係 28・0100

保険料の仮徴収額を、四月、六月、八月に支給される公的年金から天引き(特別徴収)します。  
 対象となる方(世帯)は別表のとおりです。  
 ▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434  
 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917  
 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。  
 ※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

**生涯学習の講座・教室の受講生を募集します**

平成二十七年前期の各種生涯学習講座・教室の受講生を、先着順で受け付けます。▼とき 四月十八日(土)午前九時~午前十一時▼ところ 役場一階ロビー(四月二十日(月)以降は役場三階教育委員会事務局生涯学習係で受け付けます)▼募集講座 飾り巻き寿司講座・ローラさんのやさしい英会話・鉄崎幹人の自然探検隊・豊寿大学・パソコン講座(基本・充実編)・乳幼児学級・官学連携講座(学泉大・名大・キャンパスツアー)・幼児体操教室・児童体操教室・ニュースポーツ教室・ノルディックウォーク教室・ビーチボール教室・長距離走教室(講座の詳しい案内は、生涯学習情報誌「生きがいタウン四十一号」をご覧ください。公共施設やスパー等で四月一日(水)から配布します)▼その他 講座・教室には定員があります。定員を超えたときは、お断りする場合があります。また、応募が少ない講座は開講しない場合があります。  
 ▼問合せ 教育委員会事務局生涯学習係 ☎28・0396